

平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略 策定業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

本参加要領は、「平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託」(以下「本業務」という。) の契約候補者をプロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

沼津市は、沼津駅を中心に商業や業務機能、教養・文化施設などの機能が集積し、本市のみならず静岡県東部地域における経済的・都市的活動の中心的な役割を担ってきた。今後もにぎわいと活力のある都市として成長していくために、まちの顔である中心市街地の活性化が必要であり、平成 29 年 1 月に策定した「第 2 次沼津市都市計画マスタープラン」において、沼津駅周辺は「沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくり」を基本戦略として位置付けている。

中心市街地がまちの顔として人が集まり楽しく快適に過ごせる魅力的な空間となるよう検討を深めていくため、平成 29 年度に「沼津市まちづくり戦略会議」を開催し、中心市街地の現状と課題等を整理するとともに、市民・事業者・行政が一体となって戦略的にまちづくりを推進することを目指し、「沼津市中心市街地まちづくり戦略に向けて」(市 HP 参照)をとりまとめたところである。

中心市街地では、にぎわいや活力を高めていくため沼津駅付近の鉄道高架事業や土地区画整理事業、町方町・通横町地区の市街地整備事業等を実施しており、これらのまちづくりの動きと併せて、自動車や歩行者、公共交通等多様なモードの連携が図られた公共空間や公共交通からなる都市交通システムを総合的に検討し整備につなげていくことが必要となっている。

このことから、まちづくりや低未利用地の動向、及び自動車・歩行者・公共交通の動線等を踏まえ、にぎわいや活力を高める具体的な施策につなげていくことを目的に、中心市街地及び中心市街地と周辺資源を結ぶ道路空間や歩行者空間等における回遊性の向上を図る空間づくりに向けた調査や鉄道高架後のまちづくりにおける拠点性の向上を図るために必要な導入機能や空間デザインの検討等を行い、総合的な交通のあり方や必要な施策等に関して目標を定めハード・ソフト面からなる交通戦略を策定するものである。また、交通戦略の策定にあたっては、駐車場適正配置の考え方を踏まえたものとするため、駐車場の現状、将来需要等の調査を行い、適正な配置・規模等のあり方を併せて検討するものである。

本業務の履行にあたっては、本市が目指すべき具体的な将来像と課題を明確化し、有識者や事業者等、まちづくりの関係者で構成する検討会等を運営しながら進めるため、受託者には、まちづくり、都市計画、空間デザイン、道路・交通分野等に関する豊富な知識や専門的技能、現状を正確に把握し分析する能力、企画提案力、意見をとりまとめ調整する能力が求められることから、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 契約の概要

(1) 業務名

平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成 30 年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務 委託 公募仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

(4) 委託料上限額

17,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 都市計画部 まちづくり政策課 担当：三浦、芹澤、岩崎

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所 5 階

電話 （代表）055-931-2500（内線 2573、2574）

（直通）055-934-4760

メール mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 平成 20 年度以降に同種業務に関し、下記の①～②に示す全ての受託業務実績又はそれに準ずる実務実績があること。なお、①～②の業務は同一業務で実施したものでなくてよい。
- ① 都市・地域総合交通戦略の策定業務または類似業務
 - ② 鉄道駅を含む地区におけるまちづくり構想・計画等策定業務または類似業務
- (6) 2 つの事業者が共同事業者を結成して申請する場合は上記（1）～（5）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は、共同事業者の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業者の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。

⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

(7) 予定管理技術者は、下記①、②の全ての条件を満たすものでなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する者

ア 技術士（総合技術管理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画または道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

ウ 博士（工学）

エ 1級建築士

② 平成 20 年度以降平成 29 年度末までに（5）の同種業務又はそれに準ずる業務の実績を 1 件以上有する者。

5 選定スケジュール

内 容	実施期間
実施要領等の公表	平成 30 年 6 月 1 日（金）
質問受付期間	平成 30 年 6 月 1 日（金）から 平成 30 年 6 月 6 日（水）午後 5 時まで
質問回答（随時）	平成 30 年 6 月 8 日（金）まで
参加申込及び業務実施体制調書等の提出期間	平成 30 年 6 月 1 日（金）から 平成 30 年 6 月 11 日（月）午後 5 時まで（必着）
第一次審査（書類審査）	平成 30 年 6 月 18 日（月）
第一次審査結果通知	平成 30 年 6 月 18 日（月）
企画提案書の提出期間	平成 30 年 6 月 18 日（月）から 平成 30 年 7 月 5 日（木）午後 5 時まで（必着）
第二次審査（書類審査・プレゼンテーション）	平成 30 年 7 月 9 日（月）
審査結果の通知	平成 30 年 7 月 12 日（木）まで
契約締結	平成 30 年 7 月中旬

※ 公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

※ 上記のスケジュールは変更となる可能性がある。また、変更後のスケジュールは沼津市ホームページで隨時公開する。

6 質問受付・回答

(1) 質問期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 6 日（水）午後 5 時まで。

(2) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を併記すること。
質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は隨時電話等で受け付ける。

※質問内容は簡潔な文章とすること。

※質問書の提出時には必ず電話により着信確認を行うこと。

(3) 回答方法

全ての質問に対する回答は沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

7-1 参加申込

(1) 提出方法

(2) の書類をプロポーザル参加申込期間である平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 11 日（月）午後 5 時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、④～⑥の提出を不要とする。

共同事業者を結成した事業者は、⑪及び⑫を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式 3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書 1 部（様式 1）
 - ② 同種業務実績表 10 部（様式 2）
 - ③ 会社概要 10 部（様式は任意だが 1 種類とする。パンフレット等でも可）
 - ④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1 部（様式 4）
 - ⑤ 財務諸表 1 部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
 - ⑥ 納税証明書 各 1 部（申込日から 3 か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ア) 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - イ) 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ウ) 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・ 法人登記している事業者は「その 3」又は「その 3 の 3」を提出
 - ・ 個人事業者の場合は「その 3」又は「その 3 の 2」を提出
 - ⑦ 工程表 10 部（様式 5）
 - ⑧ 実施体制調書 10 部（様式 6）
- (4 参加資格 (7) ①の資格を保有していることを証明する書類を添付)
- ⑨ 管理技術者業務実績調書 10 部（様式 7-1、7-2）
 - ⑩ 担当技術者業務実績調書 10 部（様式 8-1、8-2）
 - ⑪ 共同事業者協定書の写し 1 部（様式自由）
 - ⑫ 代表者への代表権委任状 1 部（様式自由）

7-2 企画提案書

(1) 提出方法

第一次審査通過者は、(2)の書類を企画提案書の提出期間である平成30年6月18日（月）から平成30年7月5日（木）午後5時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出届 1部（様式9）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 見積書（様式自由、押印不要）

(3) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(2) 提出書類」のうち、②及び③については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、第一次審査後に送付する参加承認書に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ② 「(2) 提出書類」のうち、②及び③については、この順に左綴じしたものを作成し、これを10部提出すること。

(4) その他、注意事項

- ① 見積書を除きA4判片面10ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること。（A3判による折込みも可能とするが、A3判は2ページカウントとする）。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとすること。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、仕様書に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 提案する内容

提案する内容は、仕様書の第2章第9条及び「16 参考資料」を参考にすること。

なお、提案書については、提案者の独自の調査等により本業務に関連する情報を十分に理解した上で作成されることを期待しており、以下の項目を踏まえて提案すること。

- (1) 中心市街地の将来像の実現に向けた考え方である「沼津市中心市街地まちづくり戦略に向けて」に基づき検討していく上で、今後検討をより具体化させ、実現化を目指していくためには、どのような視点・取組を追加すべきか提案すること。
- (2) 日常的なぎわいが生まれる魅力あるまちづくりを進めていくため、沼津駅周辺総合整備事業の実施により新たに整備される空間や既存の公共空間をヒト中心の都市空間に再編することが求められていることから、その検討・取組手法等について提案すること。
- (3) 交通戦略は、中心市街地の活性化等に寄与するものであり、加えて市民生活の質の向上も図られるものでなければならず、その意図が市民や事業者等に対してわかりやすく伝わるものでなければならない。さらに、中心市街地で進められている様々な取組や検討内容

等が反映された実行性の高い事業プログラムに組み立てていく必要があることから、交通戦略の構成や表現方法等について、十分に検討するための体制やスケジュール等、効果的な取組手法について提案すること。

9 選考

(1) 選考方法

「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「平成30年度 沼津市中心市街地まちづくり戦略 中心市街地交通戦略策定業務委託 契約候補者選定委員会」(以下「審査委員会」という。また、その構成員を「審査委員」という。)において評価項目に従い評価・採点し、評価点が最も上位の者を契約候補者として選定する。

ただし、各審査委員の平均点数が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、各審査委員名については、契約締結後まで明らかにしない。

① 第一次審査（書類審査）

- ・7-1 (2)に示す提出書類について、審査委員会において上位5社を選定し、すべての提案者にその結果を参加承認書にて通知する。
- ・提案者が5社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

② 第二次審査（書類審査・プレゼンテーション）

- ・7-1 (2)に示す提出書類及び第一次審査通過者により提出された企画提案書等による書類審査、並びにプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

- ・発表時間等は1参加者につきプレゼンテーション20分、質疑10分程度を予定している。
- ・日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認書にて通知する。
- ・プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。ただし、スライドの内容は企画提案書に基づいた内容とすること。
- ・パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。
- ・プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は本業務を担当する予定の管理技術者又は担当技術者とする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 契約候補者選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等を提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 第二次審査の指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、改めて仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約候補者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき
- (4) 随意契約の交渉が不調となったとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款（P D F）」)

13 契約締結後

- (1) 契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。
- (2) 契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外の目的で提出者に無断で使用してはならない。
- (2) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (4) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体が

ほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

(4) 書類の提出後において、原則として「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載された内容の変更を認めない。

また、「7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出」に示す提出書類に記載した実施体制は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。

(5) 業務の実施にあたっては、同時期に実施予定である沼津市中心市街地まちづくり戦略関連業務と十分に連携を図るものとする。

16 参考資料

①第4次沼津市総合計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/sogo/index.htm>

②第2次沼津市都市計画マスターplan

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshimas/index.htm>

③沼津市中心市街地まちづくり計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/machidukuri/index.htm>

④まちづくり戦略会議

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/ricchitekiseika/index.htm>

⑤沼津市自転車ネットワーク計画

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/cyclenetwork/index.htm>

⑥沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/toshikeikakudouro/index.htm>

⑦鉄道高架事業の必要性について

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/kikaku/senryaku/kouhyo.htm>

⑧平成26年度 沼津駅周辺総合整備事業自転車走行空間等に係る基礎資料作成等業務委託報告書

⑨中心市街地歩行者交通量調査結果

⑩平成27年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書

⑪東駿河湾都市圏総合都市交通体系調査報告書

⑫沼津市都市計画総括図

⑬都市計画決定図書（都市高速鉄道 東海旅客鉄道東海道本線・東海旅客鉄道御殿場線、市街地再開発事業 大手町地区、沼津駅周辺土地区画整理事業、都市計画道路）

⑭白図

⑮提案する際の条件資料

⑧～⑮の資料を「3 問い合わせ・書類提出先」にて貸与する。当該資料の取扱いに際し

では、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこと。また、当該資料は複製禁止とし、プロポーザル終了までに速やかに返却すること。

なお、資料準備のため来庁前に「3 問い合わせ・書類提出先」に連絡をすること。

別表 評価項目

評価項目		評価基準	配点	合計配点
業務遂行体制	実績	・同種業務又はそれに準ずる実務実績があり、ノウハウが活かされるか、また、業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できる体制となっているか	15	45
	実施体制	・配置予定者の専門性は十分か、また、業務経験豊富な担当者を十分に配置しているか。 ・業務を円滑に進められる体制となっているか	15	
	工程計画	・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	5	
	取組意欲	・業務の重要度を理解し、技術力を十分に発揮し、積極的に業務に取組む意欲は感じられるか	10	
企画提案力	的確性整合性	・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全て網羅された適切な提案となっているか ・市の関連計画等やまちづくり戦略会議との整合性は図れているか	15	55
	実現性	・本市の特徴・課題等を踏まえ、整備すべき機能の検討方針等が明確であり、類似実績等に裏付けられた提案となっているか、また、提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力があるか ・沼津駅周辺総合整備事業の長期性を考慮した提案となっているか	20	
	合理性独立性	・着眼点が適正で、業務に必要な問題点・解決方法等が論理的に整理されており、提案が合理的な内容となっているか ・提案における創意工夫が感じられ、独自の提案となっているか	20	
			100/100	

- 第一次審査においては、業務遂行体制について審査する。
- 第二次審査においては、業務遂行体制に加え企画提案力について評価する。
- 第二次審査において、各審査委員の平均点数が 60 点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。
- 第二次審査において、評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 「企画提案力」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、「業務遂行体制（実施体制）」の点数が高い者を上位とする。
 - (3) (2) も同点の場合は、審査委員から意見を聞き、審査委員会において順位を決定する。